

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	西回り道推進室用建物（その２）解体
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島県鹿児島市浜町２番５号
契約締結日	令和 ７年 ５月 ９日
契約の相手方の氏名及び住所	大和リース株式会社鹿児島支店 鹿児島市与次郎１丁目１２番２０号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 5, 3 3 1, 4 4 3 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 5, 3 3 1, 4 4 3 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	西回り道推進室用建物（その２）解体
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島県鹿児島市浜町２番５号
契約締結日	令和 ７年 ５月 ９日
契約の相手方の氏名及び住所	大和リース株式会社鹿児島支店 鹿児島市与次郎１丁目１２番２０号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 5, 3 3 1, 4 4 3 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 5, 3 3 1, 4 4 3 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件名 西回り道推進室用建物（その２）解体
2. 履行場所 阿久根市赤瀬川１０１８
3. 随意契約の相手方 大和リース(株)鹿児島支店 支店長 内門 康広
4. 随意契約適用法令 会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令第１０２条の４第３号
5. 当該工事（業務）の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事（業務）の目的
本業務は、令和７年３月３１日まで賃貸借していた建物の解体を行うものである。
 - 2) 工事（業務）の内容
本業務は、令和６年４月１日付けで契約締結した「西回り道推進室用建物賃貸借（その２）（再）」の契約終了に伴う、解体作業である。
 - 3) 随意契約に付する理由
上記相手方は本建物を所有する賃貸借元であり、契約当初の覚え書きにおいて、解体については、別途金額を協議することになっており、本解体を行える唯一の業者である。
以上のことから会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により上記相手方と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
総務課長